

檜葉町陸上競技場改修整備事業

業務要求水準書

令和5年4月

檜葉町生涯まなび課

目次

第1章 基本的事項	2
1 本書の位置づけ.....	2
2 本事業の背景.....	2
3 受注者の業務概要.....	2
4 本工事のスケジュール.....	3
5 遵守すべき法令等.....	3
6 要求水準書等の変更に関する事項.....	3
第2章 整備対象施設の基本条件	5
1 建設予定地の概要.....	5
2 陸上競技場の概要.....	7
第3章 整備対象施設に係る要求水準	7
1 建築計画の基本的な考え方.....	7
2 建築計画に係る要求水準.....	8
第4章 本工事の実施に係る要求水準	10
1 業務内容.....	10
2 設計業務.....	10
3 提出物及び成果物.....	11
第5章 建設及び工事監理業務に係る要求水準	12
1 業務範囲.....	12
2 着手前の業務.....	12
3 建設期間中の業務.....	12
4 竣工後業務.....	13
5 保険.....	14
6 その他.....	14

第1章 基本的事項

1 本書の位置づけ

本業務要求水準書は、檜葉町陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の改修において、本事業を行うもの（以下「事業者」という。）が実施する業務の水準を示すものです。

この水準は、本業務において要求する内容及び質を満たすべき最低限の水準であり、事業者が、本要求水準書に示す基準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではありません。

2 本事業の背景

令和6年度から、高校サッカーの男子インターハイ全国大会が福島県浜通りエリアで固定開催となることや、JFA アカデミー福島女子が檜葉町（以下「本町」という。）での活動を再開することを踏まえ、本町ではこれらの需要に耐えうるサッカー施設を整備する必要があります。

高校サッカー男子インターハイ全国大会の浜通りでの固定開催

- ✓ 福島県教育委員会、公益財団法人全国高等学校体育連盟、JFAの三者は、令和6年以降の高校サッカー男子インターハイ全国大会の開催地を福島県・Jヴィレッジおよびその周辺で開催することを決定
- ✓ 檜葉町陸上競技場では、1大会あたり4試合開催予定

JFA アカデミー福島女子の檜葉町での活動再開

- ✓ 平成23年から静岡県で活動していたJFA アカデミー福島女子が、令和6年4月より檜葉町での活動を再開することを決定
- ✓ 女子は中高の6学年が一斉に檜葉町で活動を再開するため、Jヴィレッジおよび周辺サッカー施設での練習および試合開催が活発になることが想定

そこで、本町では既存の陸上競技場において、グラウンドの人工芝化、照明の入れ替え、クラブハウスの新規設置、既存メインスタンドの改修等を実施することとしました。

3 受注者の業務概要

本事業では、次の工事に係る設計・施工・監理業務を行うものとする。

- (1) 人工芝改修工事
- (2) クラブハウス新設工事
- (3) メインスタンド改修工事
- (4) 夜間照明設備設置工事

(5) 受変電設備改修工事

4 本工事のスケジュール

本工事の履行期間は、契約日の翌日から令和6年4月30日までとします。ただし、技術提案により工期が短縮された場合は、提案された期日までとします。

なお、人工芝改修の履行期間については、令和6年3月31日までとします。

5 遵守すべき法令等

本事業の調査・設計及び施工にあたっては、各種関連する法令等及び次の適用図書を遵守してください。なお、次に記載のない各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし準拠してください。ただし、同等の水準・機能を有すると市が認めたものは、この限りではありません。

(1) 適用図書

- ① 公共建築工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
- ② 建築構造設計基準・同解説及び建築設備設計基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
- ③ 建築設備工事共通仕様書（福島県土木部制定）
- ④ 建築・設備設計業務委託共通仕様書（福島県土木部制定）
- ⑤ 共通仕様書土木工事編（福島県土木部監修）
- ⑥ 共通仕様書業務委託編（福島県土木部監修）
- ⑦ 水道工事標準仕様書（土木工事編）（日本水道協会監修）

(2) その他の参考基準等

- ① サッカースタジアムの建設・改修にあたってのガイドライン（公益財団法人日本サッカー協会）
- ② スポーツ照明基準（JIS Z 9127:2020）
- ③ 競技規則 Rugby Union（ワールドラグビー）
- ④ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドライン
- ⑤ ロングパイル人工芝導入に関するガイドライン（公益財団法人日本ラグビーフットボール協会）
- ⑥ その他関連する基準・指針等

6 要求水準書等の変更に関する事項

(1) 発注者による変更

発注者は、履行期間中に次の理由により要求水準を見直し、その変更を行うことができるものとします。

- ① 法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。
- ② 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。
- ③ 発注者の事由により、業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 受注者による変更

受注者は、履行期間中に要求水準書等に示された内容に対して変更提案をすることができ、発注者が適当と判断した変更提案については、要求水準書等の内容を変更することができるものとします。なお、変更提案に関しては、次の事項に留意してください。

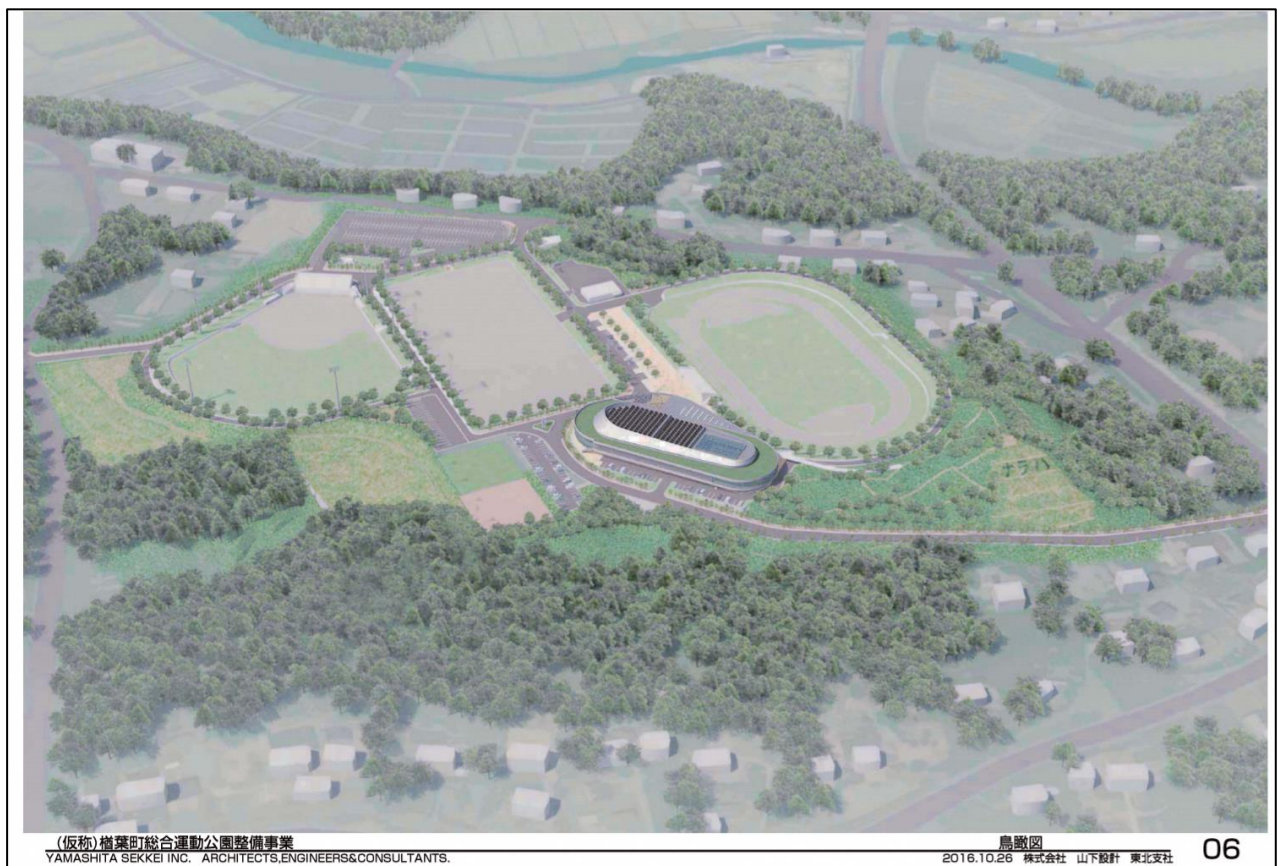
- ① 提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす範囲についての品質の保証など一切の責任は、受注者が負うものとする。
- ② 変更提案は、要求水準書に明示された性能と同等以上の性能を確保するものとする。
- ③ 工期短縮につながる変更提案は、発注者との協議の上、発注者が適当と判断した場合に変更を認める。
- ④ 契約締結後、受注者の責めに帰すことのできない事由により、本プロポーザルにおける受注候補者選定時に採用された技術提案が実現不可能となった場合の変更については、発注者と受注者双方協議して定めるものとする。

第2章 整備対象施設の基本条件

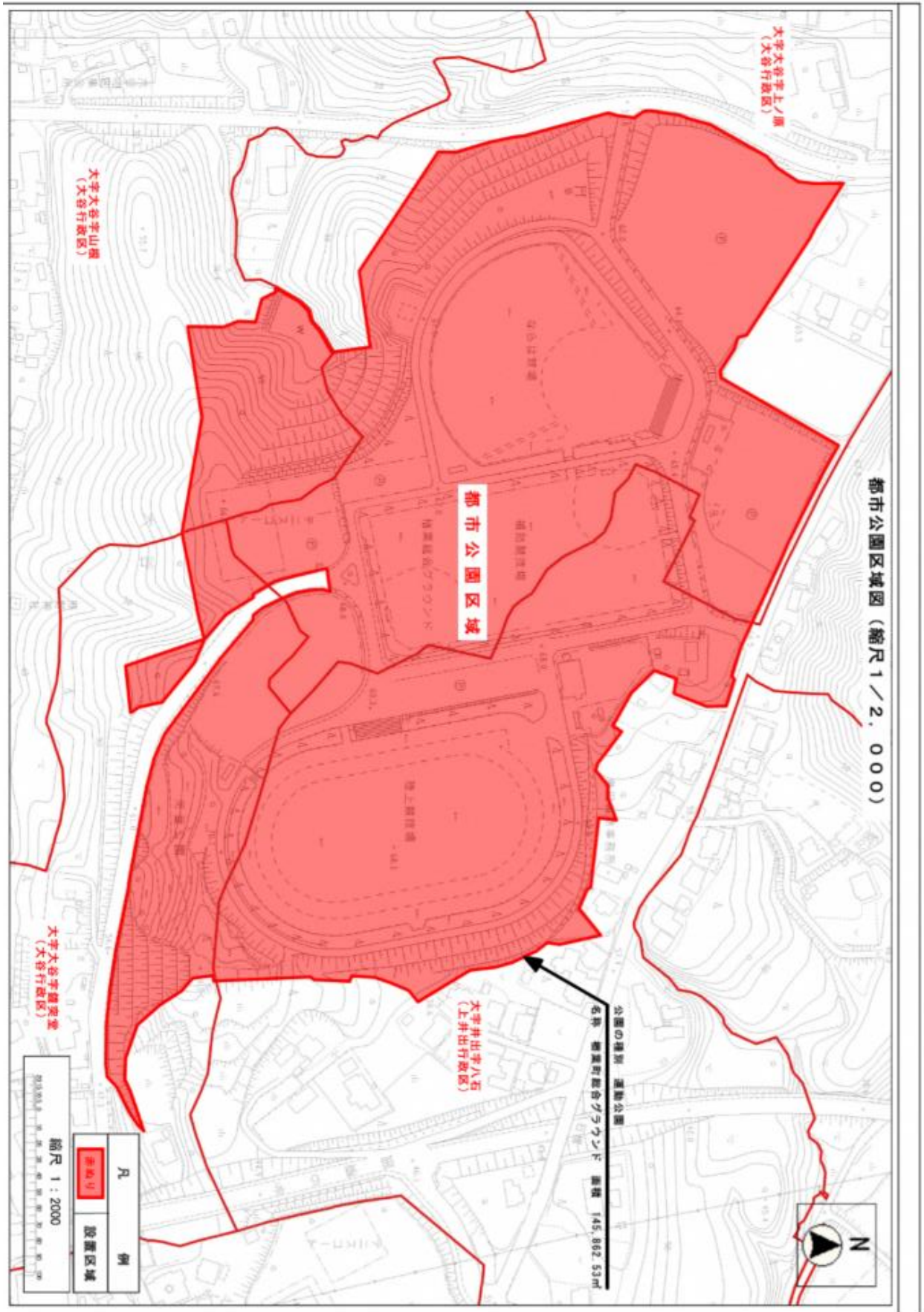
1 建設予定地の概要

事業予定地	福島県双葉郡楡葉町大字大谷字上ノ原地内
敷地面積	145862.53㎡
用途地域	無し
都市計画区域	区域内
防火区域	22条区域
高度地区	無し
建ぺい率	60
容積率	200
日影規制	無し
接道	町道 八石・小田前線

図表1 都市公園区域鳥瞰図



图表2 都市公園区域図



2 陸上競技場の概要

グラウンド 20485.74㎡、天然芝張

メインスタンド構造 鉄筋コンクリート造、地上2階建

メインスタンド建築面積 254.50㎡

メインスタンド延床面積 254.50㎡

収容人数 3,000人（メインスタンド：400人、サイド及びバックスタンド（芝生席）2,600人）

照明設備 あり

映像装置 なし

第3章 整備対象施設に係る要求水準

1 建築計画の基本的な考え方

「第1章 2 本事業の背景」で述べた通り、高校サッカーの男子インターハイ全国大会やJFAアカデミー福島女子による利用が見込まれ、今後本町の主要スポーツ施設として活用していくことを目指しています。

整備にあたっては、以下の2つを基本的な考え方として設定します。

（1）汎用性の高い施設

サッカー以外のイベントの開催、子ども向けイベントなど、多様な利用が可能なスポーツ交流施設として、汎用性の高い施設づくりを目指すこと。

（2）ライフサイクルに配慮した施設づくり

維持管理が容易な施設であるとともに、ソフト・ハードの両面から機能が長期間維持、発揮できるよう、耐用性へ配慮すること。また、建築仕上、設備機器・配管等の機能の劣化、更新等の様々な状況の変化・進展に対して柔軟に対応できるよう配慮すること。

2 建築計画に係る要求水準

項目	要求水準
芝改修	<ul style="list-style-type: none"> ① 人工芝は、「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度（日本サッカー協会）」および「ロングパイル人工芝導入に関するガイドライン（公益財団法人日本ラグビーフットボール協会）」を満たす構造であること。 ② ピッチ外についても、陸上トラックの内側にはすべて人工芝を敷設すること。ただし、ピッチ外の人工芝については上記①の要求を満たすものでなくてもよい。 ③ 平坦であり、かつ、維持管理で平坦性を保つことが比較的容易であること。 ④ 雨水を迅速に表面排水でき、水たまりの発生を抑制可能であること。 ⑤ 浸透した雨水は、排水設備によりフィールド外に排水できる構造であること。 ⑥ 人工芝の長寿命化に係る提案について、併せて提案すること。 ⑦ サッカー（1面）、少年サッカー（2面）、ラグビー（1面）にて使用するための競技ラインを適切に整備すること。 ⑧ サッカー及びラグビー競技に必要となるゴール、ゴールネット、コーナーフラッグ、コーナーフラッグポストの調達は、本事業には含まない。ただし、これらを設置するための基礎工事については、本事業に含むものとする。
新設クラブハウス	<ul style="list-style-type: none"> ① ロッカー室、監督室をそれぞれ2チーム分設置すること。 ② シャワー室、トイレを設置すること。 ③ 医務室を設置すること。 ④ 審判用更衣室を2室設置すること。 ⑤ 部屋の広さに関する具体的な要求は設定しないが、利用者が支障なく利用できる面積を確保すること。 ⑥ 換気が行き届き、空調設備が施されていること。 ⑦ クラブハウスの新設にあたっては、メインスタンドからフィールドへの視線を遮らないよう、設置場所に留意すること。また、メインスタンドとの距離やグラウンド出入口からの動線等、利用者の利便性についても考慮したうえで設置場所を提案すること。 ⑧ 周辺環境との調和に配慮した外観となるよう配慮すること。 ⑨ その他、利便性の向上に資する有用な提案があれば、提案すること。

メインスタンド 改修	<ul style="list-style-type: none"> ① 1階に運営諸室、運営本部室、事務室を設置すること。 ② 改修にあたっては、壁面、床面の壁紙張替えを実施すること。 ③ 既存観客席についても清掃・クリーニング等を実施すること。 ④ その他、利便性の向上に資する有用な提案があれば、提案すること。
夜間照明設備 改修	<ul style="list-style-type: none"> ① LED照明を導入すること。 ② 日本産業規格（JIS）のスポーツ照明基準の運動競技区分Ⅱに準拠するものとし、平均照度200ルクス以上、均斉度0.5の明るさを保持できること。 ③ グレア評価値を50以下とし、選手及び関係者に不快なグレアが生じないようにするとともに、周辺住居にもグレアや漏れ光が生じないようにすること。 ④ 使用者へのまぶしさを抑制するため、3Dシミュレーションによる直視グレア検討を行うこと。照度及びグレア（GR）測定を実施すること。 ⑤ 器具等の落下防災対策として落下防止ワイヤー等を設置すること。 ⑥ 各種競技やイベント等に対応できるよう、段階的な点灯を可能とすること。 ⑦ 機器の長寿命化に配慮し、保守点検並びに交換機器及び消耗部材等の調達が容易な設備計画とすること。 ⑧ 光源寿命（光束維持率85%）は40,000時間以上とすること。 ⑨ 外気温度-20℃～40℃の範囲において問題なく動作すること。 ⑩ 既存の照明柱の再利用が可能かどうか、強度の確認を行うこと。必要な強度を満たす場合は、既存設備を積極的に活用することで、工期短縮やコスト削減を図ること。 ⑪ 初期照度補正機能等、省エネ性を有した機器を採用すること。 ⑫ 機器トラブルなどの緊急対応ができるように、県内に営業所があるメーカーを採用すること。
受変電設備改修	<ul style="list-style-type: none"> ① 提案する設備の容量に応じて、必要となる受変電設備、幹線設備、構内配電線路等の改修又は増設を行うこと。併せて既存の電力需要契約の変更等を行うこと。 ② 幹線配線は、可能な限り埋設配管によるものとし、原則架空配線は行わないこととするが、景観上及び安全上支障がない場合はその限りではないものとする。
その他の改修	<ul style="list-style-type: none"> ① 陸上トラックについては、既存のままとすることを想定しているが、防塵性、耐水性の向上等、利便性の向上に資する有用な提案があれば、提案すること。

第4章 本工事の実施に係る要求水準

1 業務内容

- (1) 受注者が必要に応じて実施する各種調査地質調査のほか、受注者が必要と判断して行う調査は、受注者の負担において実施するものとします。(事前敷地測量、地中障害物調査、電波障害のおそれがある場合は電波障害調査等)。
- (2) 本工事の実施設計業務及び関連業務
 - ① 受注者は、関連法令及び各種適用基準に基づいて業務を実施すること。
 - ② 本要求水準書等に示された条件に基づき、デザインと技術の両面にわたり、さらに細部の検討を行うこと。
 - ③ 計画通知提出前及び工事着手前に、実施設計の内容を発注者に説明し、承認を得ること。また、必要に応じて設計内容を説明する資料を作成すること。
 - ④ 施設の供用開始後の運用方法及び維持管理方法について、発注者並びに当該施設の指定管理者と協議し、必要に応じて実施設計図書に反映すること。
 - ⑤ 上記は、施工業務着手後に実施設計図書の変更を行う場合にも準用することとします。

2 設計業務

設計業務では、受注者の責任において、要求水準書等の規定と同等又はそれ以上の性能又は仕様を提案し実施設計図書を作成するとともに、必要に応じて設計内容を説明する資料を作成し、計画通知提出前及び工事着手前に発注者に説明して承認を得るものとします。

(1) 業務運営

- ① 受注者は、設計業務の遂行に当たっては発注者と協議の上進めるものとし、その内容については、書面（打合せ記録書等）に記録し相互に確認すること。
- ② 設計業務の進捗管理は、受注者の責任において実施すること。
- ③ 発注者は、設計業務の進捗状況及び内容を随時確認できること。
- ④ 受注者は、発注者に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告すること。

(2) 計画通知及び構造計算に係る注意事項

- ① メインスタンドの改修について、設計者が必要と判断する構造計算等を適切に行い、施設全体の安全性を確認すること。なお、構造計算書は町にて保有していないため閲覧は不可である。
- ② メインスタンドの計画変更通知が必要となる場合は、新築するクラブハウス部分と併せて、適切に手続きを行うこと。
- ③ 夜間照明については、今回自らが提案する仕様に基づき、必要となる計画通知等の法的手続きを適切に行うこと。

3 提出物及び成果物

(1) 設計業務着手時

受注者は、設計業務着手に際し、次の事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、承諾を得ることとします。

- ① 業務内容
- ② 業務実施方針
- ③ 業務実施工程表
- ④ 業務実施体制及び組織図（協力者を含む）
- ⑤ 担当技術者一覧表及び経歴書（協力者を含む）
- ⑥ 打合せ計画
- ⑦ その他発注者が必要とする事項

(2) 設計業務完了時

受注者は、設計着手から完了までの各段階において、設計内容について図面や資料等により発注者に説明し承諾を受けるものとし、業務が完了した際には、次の成果物を提出することを基本とします。なお、提出部数及び作成内容の詳細については、設計業務実施時に発注者と協議して決定するものとします。

- ① 設計図（A 1 版及びA 3 縮小版） 各 1 部
- ② 工事費内訳書（見積書等積算根拠資料含む） 1 部
※作成方法については、業務着手後、発注者と協議して決定するものとします。
- ③ 数量調書 1 部
- ④ 各種計算書（構造計算書、電気設備設計計算書等） 1 部
- ⑤ 計画通知書（正・副） 各 1 部
- ⑥ 関係法令等に係る申請書・届出書等（正・副） 各 1 部
- ⑦ 設計業務打合せ記録（関係官公庁等との記録含む） 各 1 部
- ⑧ その他発注者が指示したもの 一式
- ⑨ 上記成果品の電子データ（CD-R） 1 部

第5章 建設及び工事監理業務に係る要求水準

1 業務範囲

受注者は、本要求水準書、契約書、設計図書、技術提案書に基づき、本施設の建設及び工事監理業務を行うものとします。

2 着手前の業務

(1) 各種申請業務

受注者は、本施設の建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないよう適切に実施することとします。また、発注者が必要とする場合は、各種許認可等の写しを発注者に提出することとします。

(2) 近隣調査及び準備調査等

- ①着工に先立ち、周辺地域との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民の理解を得ること。
- ②本事業の工事が周辺地域の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ調査、検討し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。
- ③周辺地域や近隣対策の実施については、発注者に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ④工事に関する近隣からの苦情等については、受注者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。

(3) 着工時の提出書類

受注者は、工事着手前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、発注者に提出し承諾を得ることとします。

3 建設期間中の業務

(1) 建設工事

- ① 受注者は、各種関連法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書および施工計画に従って本施設の工事を実施すること。
- ② 受注者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ③ 受注者は、工事監理状況を発注者に毎月報告するほか、発注者から要請があれば施工の事前説明および事後報告を行うこと。
- ④ 発注者は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力すること。

- ⑤ 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明および調整を十分に行うこと。
- ⑥ 周辺地域の騒音、振動、水質汚濁、悪臭、粉塵、地盤沈下および電波障害等の諸影響について、必要な計測を行い、十分な対策を施すこと。万が一発生した場合は、苦情処理等受注者の責任において適切に対応し、処理すること。
- ⑦ 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ⑧ 隣接する物件や、道路、公共施設等に損害を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。
- ⑨ 水道管、下水およびガス管等の既存インフラと干渉する場合は、その切り回し等を行うこと。
- ⑩ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、受注者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理すること。
- ⑪ 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。
- ⑫ 工事途中において、当初実施設計内容に変更が生じた場合は、変更内容の分かる書類を発注者に提出し、承諾を得た後工事を行うこと。

(2) 工事監理

- ① 受注者は、自らの責任において工事の監理を行うこと。
- ② 工事の監理者は、建築基準法および建築士法に規定する建築士とすること。
- ③ 工事監理者は、自らの責任により実施設計図書を管理すること。
- ④ 工事監理者は、あらかじめ定められた時期における工事の進捗状況等を報告するほか、発注者から要請があった場合には適時報告、説明を行うこと。
- ⑤ 工事監理の書類等は建築工事監理業務委託共通仕様書に準ずること。
- ⑥ 工事監理者は、月1回工事監理の状況を発注者に報告し、発注者が要請した場合は、随時報告を行うこと。
- ⑦ 受注者は、各種諸官庁への届出および検査立会を行うこと。

4 竣工後業務

(1) 受注者による竣工検査

- ① 受注者は、自らの責任において、竣工検査および設備等の試運転を実施すること。
- ② 竣工検査および設備等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに発注者に書面で通知すること。

- ③ 発注者は、必要に応じて、受注者が実施する竣工検査および設備等の試運転に立会うものとする。
- ④ 受注者は、発注者に対して竣工検査および設備等の試運転の結果を報告すること。

(2) 発注者の工事完了確認

- ① 発注者は、受注者による竣工検査および設備等の試運転並びに前項の検査終了後、以下の方法により工事完了確認を実施する。なお、工事完了確認の結果、設計図書と相違点があった場合、発注者は、受注者に対して改修または補修を求めることができる。
- ② 発注者は、受注者の立会いの下で、工事完了確認を実施する。
- ③ 工事完了確認は、発注者が承認した設計との照合により実施する。
- ④ 受注者は、発注者に対する設備等の取扱説明を、上述試運転と別に実施する。

(3) 竣工図書の提出

受注者は、発注者による工事完了確認に必要な工事写真、工事に関する書類および建築基準法に規定する検査済証を発注者に提出すること。完成書類等は、公共建築工事標準仕様書等に準ずること。

(4) 引渡書の提出

受注者は、発注者による工事完了確認後、引渡書を遅滞なく提出すること。

5 保険

受注者は、自らの負担により、必要と考えられる保険に加入することとします。

6 その他

- (1) 工事期間中は、定例打合せを実施すること。
- (2) 本要求水準書に定める事項について疑義が生じた場合又は本要求水準書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議によるものとする。